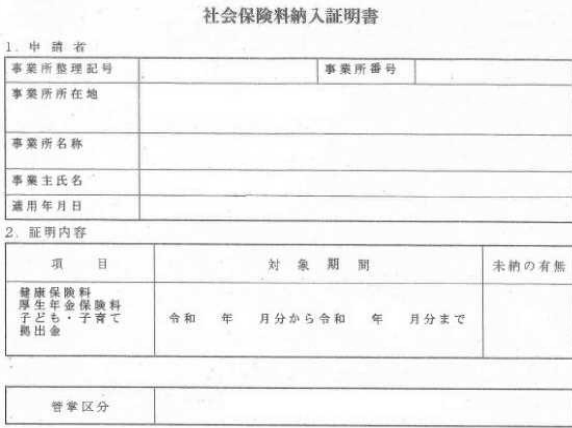
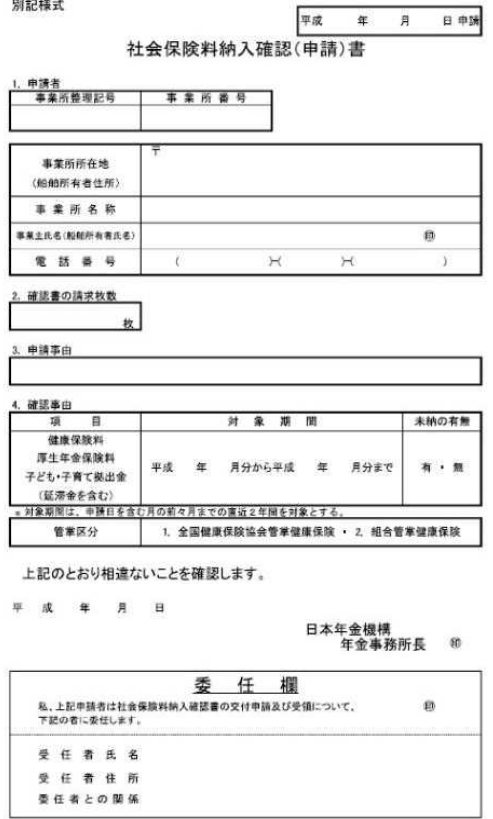


秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第14条関係</p> <p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、<u>入札公告の日以降のもの</u>でなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の工事において第2項の規定により<u>証明書又は確認書を提出している場合</u>又は県が発注した業務において秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用（平成20年3月17日建管-2460）第14条関係第2項の規定により<u>証明書又は確認書を提出している場合は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告の日又は落札決定の日の属する月内に限り、当該証明書又は確認書の写し</u>を提出させることにより確認できるものとする。</p> <p>別記様式</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>第14条関係</p> <p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する_____保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、<u>落札決定の日以降のもの</u>でなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の工事において第2項の規定により_____確認書を提出している場合又は県が発注した業務において秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用（平成20年3月17日建管-2460）第14条関係第2項の規定により_____確認書を提出している場合は、当該_____確認書の発行日_____の属する月内に限り、当該確認書の写し及び当該他の工事又は業務の契約書の写しを提出させることにより確認できるものとする。</p> <p>別記様式</p> <div style="text-align: center;">  </div>

令和 年 月 日申請

### 社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所管理記号	事業所番号
---------	-------

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	
電話番号	( )-( )-( )

2. 申請事由

--

3. 確認書の請求枚数

枚
---

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※猶予、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を促す書類が必要な場合は、チェックしてください。

5. 確認事由

※ 対象期間は、申請日を含む月の前々月までの前年度年間を対象とする。

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで	有・無

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 総合管掌健康保険
------	---------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構  
年金事務所長 印

#### 委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

### 附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。